

香芝市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月28日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市規則第27号

香芝市税条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市税条例施行規則（平成12年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第32号中「又は第32号の2様式」を「、第32号の2様式又は第32号の3様式」に改める。

第32号の2様式の次に次の1様式を加える。

第32号の3様式（第4条関係）



備考

- 1 標識の地の塗色は、白色とする。
- 2 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。